

## 議案第 93号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年 3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応す

る改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、<u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u>に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び<u>平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)</u>に基づき、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律</p>	<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、<u>平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)</u>に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び<u>平成6年厚生省告示第237号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)</u>に基づき、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とする。ただし、労働者災</p>

第50号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理  
 規程で定めるもの及び消費税法第6条第1項の規定により非課  
 税とされる療養等以外の療養等(以下「課税療養等」とい  
 う。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除く。)の額  
 は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使用料にあっ  
 ては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企  
 業管理規程で定める額)とする。

3 略

別表第1(第5条関係)

1~3 略

4 非紹介患者初診加算料

区 分	金 額
平成18年厚生労働省告示第105号 (厚生労働大臣の定める選定療養) 第3号に規定する初診	初診料算定1回につ き 1,575円

害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基  
 づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法第  
 6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等  
 (以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定  
 めるものを除く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療  
 養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に100分の105を乗  
 じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額)とする。

3 略

別表第1(第5条関係)

1~3 略

4 非紹介患者初診加算料

区 分	金 額
平成6年厚生省告示第236号(健康 保険法第63条第2項の規定に基づき 厚生労働大臣の定める療養)第3号	平成6年厚生省告示 第54号に定める紹介 患者加算の点数に10

--	--

5 長期入院診療料

区 分	金 額
平成14年厚生労働省告示第88号（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第4号に規定する者を除いた者に係る同告示第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院	平成14年厚生労働省告示第88号第8号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

備考 略

に規定する初診	円50銭を乗じて得た額に相当する額
---------	-------------------

5 長期入院診療料

区 分	金 額
平成14年厚生労働省告示第88号（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第4号に規定する者を除いた者に係る同告示第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院	平成14年厚生労働省告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

注 病院事業の管理者は、4の表金額欄の額を病院ごとに告示するものとする。

備考 略

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前											
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)											
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 診療</td><td><u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u>に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額	1 診療	<u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額	略		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 診療</td><td><u>平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)</u>に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額	1 診療	<u>平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額	略	
区分	金額												
1 診療	<u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額												
略													
区分	金額												
1 診療	<u>平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額												
略													

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第3条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="250 587 506 619">（使用料等の徴収）</p> <p data-bbox="241 660 1104 842">第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p data-bbox="273 887 1104 919">（1） <u>平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）</u></p> <p data-bbox="304 963 1104 1375">別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が定める額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗</p>	<p data-bbox="1137 587 1393 619">（使用料等の徴収）</p> <p data-bbox="1128 660 1991 842">第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p data-bbox="1160 887 1991 919">（1） <u>平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）</u>別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が定める額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつ</p>

じて得た額の8割以内で知事が定める額。

(2) 略

ては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内  
で知事が定める額。

(2) 略

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
略			略		
3 <u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u> 別表	略		3 <u>平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養</u>	略	

第 1 医科診療報酬点数表又は別  
表第 2 歯科診療報酬点数表（以  
下「点数表」という。）に掲げ  
る検査

略

に要する費用の額の算定方法）  
別表第 1 医科診療報酬点数表又  
は別表第 2 歯科診療報酬点数表  
（以下「点数表」という。）に  
掲げる検査

略

#### 附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。